

公共下水道事業

住みよい生活環境を築くために

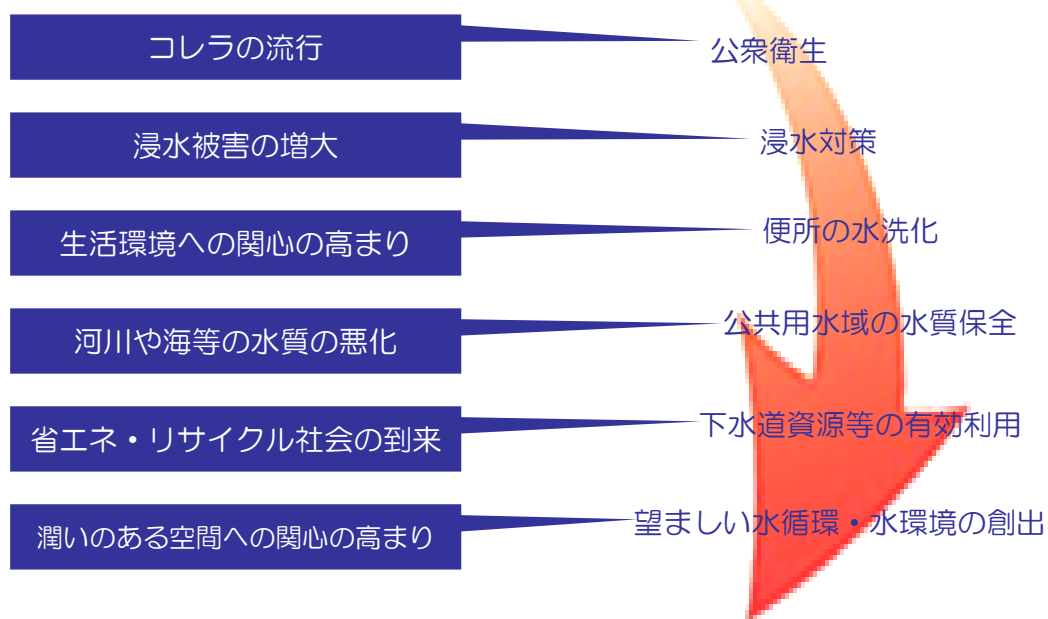
下水道のしおり



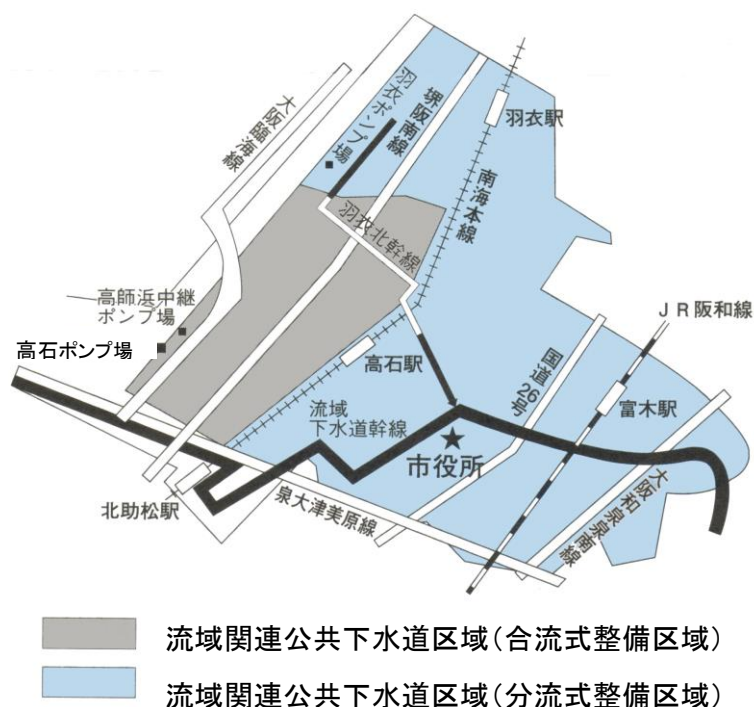
高 石 市

H31.2更新版

時代のニーズとともに多様化してきた下水道の役割



高石市の下水道整備区域



高石市の下水道の排除方式は、汚水（トイレ・台所・風呂などの排水）と雨水を同じ下水道管で排水する合流式、汚水と雨水を別々に排水する分流式があります。

下水道の建設

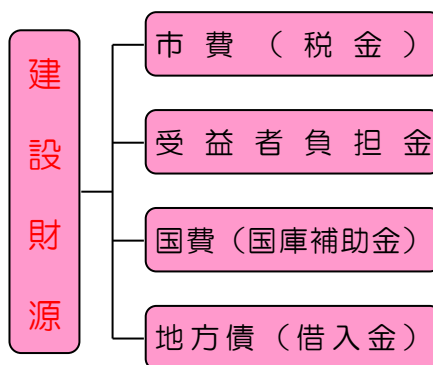
下水道は、家庭などから出される汚れた水から自然を守り、衛生的な環境をつくるほかに、大雨による浸水などの被害を防いでくれます。

市では、安全で豊かな生活環境づくりのため公共下水道の建設を進めています。

皆さんに下水道を利用していただくためには、下水道管を布設するだけでなく下水処理場やポンプ場を建設しなくてはなりません。しかし、これらの建設費は多額なため、市だけでまかなうことができません。

そのため、市費（税金）以外に国などの補助金・地方債（借入金）のほか、受益者負担金を下水道建設費の資金としています。

公共下水道の建設財源



受益者負担金制度とは



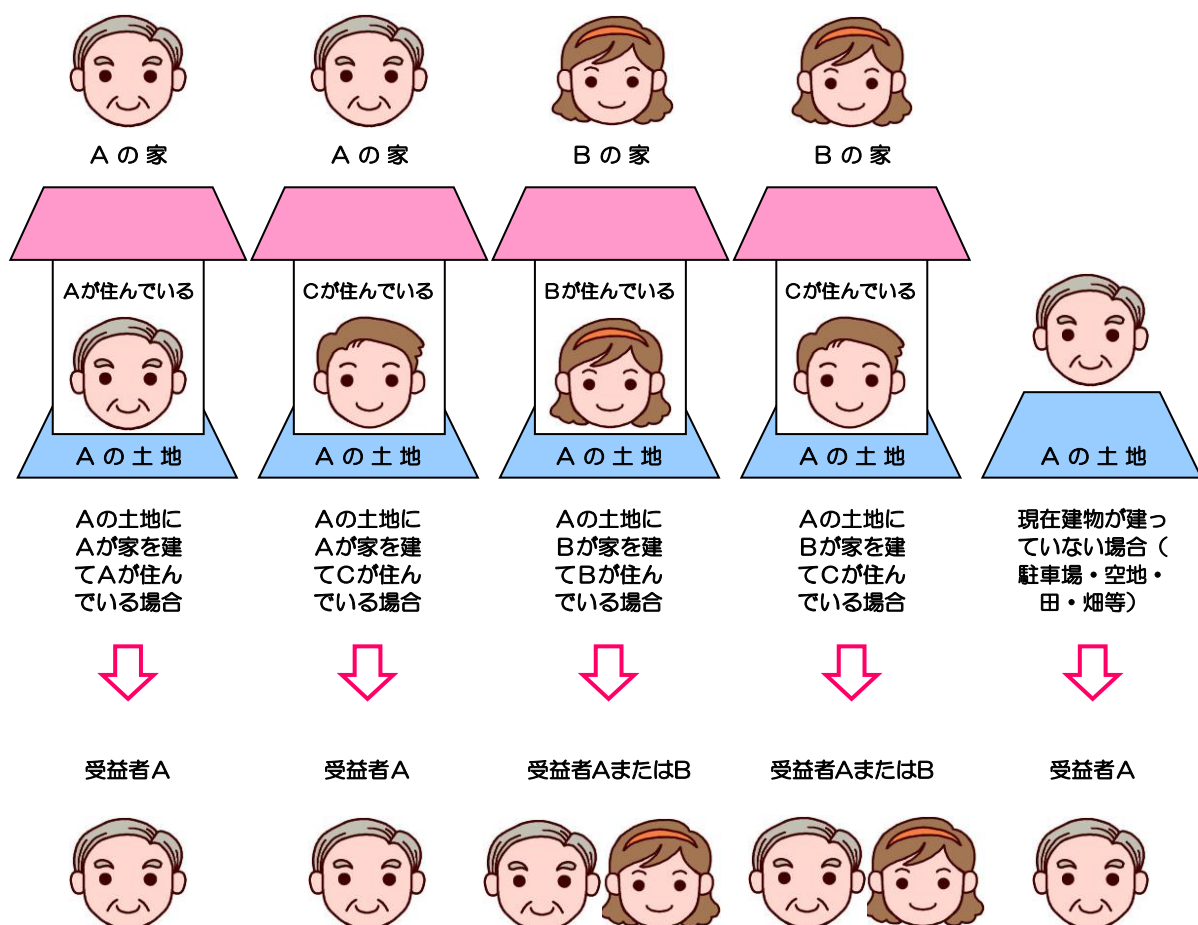
下水道施設は、だれでも利用できる公園や道路など異なり、下水処理区域内の方々しか利用できません。そのため、下水道建設費のうち市費分を皆さんの税金だけでまかなうと、下水道を利用できない方に対して税負担の公平さを欠くことになります。そこで、下水道施設を利用できる方に対して建設費の一部を負担していただくのが下水道の受益者負担金制度です。

負担金の対象となる土地

毎年度の当初に負担金を賦課しようとする「賦課対象区域」を定め公告いたします。また、区域内にある土地はすべて負担金の対象となり、空地や駐車場となっている土地などについても負担金の対象になります。

負担金を納めていただく方

受益者負担金を納めていただく方を「受益者」といいます。この受益者は、原則賦課対象区域内の土地の所有者の方です。その土地に対して権利 {地上権・質権・又は使用賃貸もしくは賃貸借による権利（一時使用のため設定された権利を除く）} がある等の理由により、土地の所有者以外の方が受益者となって負担金を納めていただく場合は、受益者として負担金の納付をする方の名義で申告していただく必要があります。（下図参照）



受 益 者 の 申 告

受益者の決定は、土地の所有者などについては、土地の登記簿等によって調べることができますが、その土地の権利関係等については市役所では十分に分かりません。そこで正確を期するため、土地所有者の申告に基づいて受益者を決定する申告制です。賦課対象区域内の土地所有者に「受益者申告書」を送付し、受益者を申告していただきます。

なお、期日までに申告がない場合は、土地所有者を受益者と認定し負担金を賦課することになります。

受 益 者 総 代 人 選 定 届 出 書

分譲マンションなどの同じ土地に2人以上の受益者があるときは、その受益者の中から総代人を定め「受益者総代人選定届出書」により届け出ることができます。

受 益 者 負 担 金 納 付 代 理 人 届 出 書

市内に住所・事務所等を有しない受益者は、市内に居住されている方の中から納付代理人を定め「受益者負担金納付代理人届出書」により届け出ることができます。

受 益 者（ 総 代 人 ・ 納 付 代 理 人 ） 変 更 届 出 書

受益者決定後または負担金納付途中で土地売買などにより、受益者（総代人・納付代理人）に変更があった場合は、すみやかに「受益者変更届」により届け出てください。届け出がないと、届け出の日までは前受益者に納めていただくことになりますので、ご注意ください。また、住所を変更したときも、すぐに「受益者住所変更届」により届け出てください。

負 担 金 の 額 は

受益者に負担していただく負担金の額は、**1㎡**当りの負担額に土地の面積を乗じて得た額です。このように受益者負担金は、土地の面積に応じてかかりますが、毎年賦課されるものではなく、その土地に1回限り賦課されるものです。

1㎡当りの負担額 分流式 380円 合流式 116円

(例) 分流式区域で100㎡（約30坪）の土地を所有している場合は

380円 × 100㎡ = 38,000円 になります。

負 担 金 の 納 付 方 法 と 納 期

受益者負担金の納付方法は「一括納付」と「分割納付」があります。

分割納付は、3年に分割して1年に3回の納付で、計9回に分けて納めていただきます。なお、各期ごとの納付額に100円未満の端数があるときは、1年目の第1期分に加算します。

(例) 負担金額 38,000円 の場合

年 度	納 期 限		計 算 例
1 年 目	第1期	7月1日～ 7月末日	4,400円
	第2期	9月1日～ 9月末日	4,200円
	第3期	12月1日～12月末日	4,200円
2 年 目	第1期	7月1日～ 7月末日	4,200円
	第2期	9月1日～ 9月末日	4,200円
	第3期	12月1日～12月末日	4,200円
3 年 目	第1期	7月1日～ 7月末日	4,200円
	第2期	9月1日～ 9月末日	4,200円
	第3期	12月1日～12月末日	4,200円

※納期限が金融機関の休業日のときは、翌営業日。

一括納付（前納報奨金）は、全額をまとめて初年度の第1期目の納付期限内に納めると、前納報奨金として割引されます。

（計算式）

期別納付額 × 5/1000 × 前納月数の累計 = 前納報奨金

（例）受益者負担金額が38,000円で、初年度の7月※16日までに全額を一括納付した場合

4,200円 × 5/1000 × 129ヶ月 = 2,700円（10円未満切捨て）

差引納付額は、38,000円 - 2,700円 = 35,300円となり負担金の約7%が報奨金として割引されます。（7月※17日～7月末日までに一括納付したときは、約6.6%割引されます。）

※7月16日・17日については、金融機関の休業日により変わる場合があります。

受益者負担金の減免徴収猶予

減 免

次のような場合には、申請により減免の対象となることがあります。

- 公共の用に供している土地。（道路・公園など）
- 自治会などが所有または使用する集会所などの敷地。
- 生活保護法により、生活扶助を受けている方。
- その他受益者負担に関する条例施行規則第13条に規定する土地。

徴収猶予

次のような場合には、申請により一定期間負担金の徴収を猶予することがあります。

- 災害・盗難（10万円以上）等の被害に遭われたことにより納付が困難と認められるとき。
- 受益者または受益者と生計をともにする親族が病気やケガで長期療養が必要で、納付が困難と認められるとき。
- その他市長が特に徴収の猶予の必要があると認めたとき。

快適な生活は水洗化（排水設備工事）から

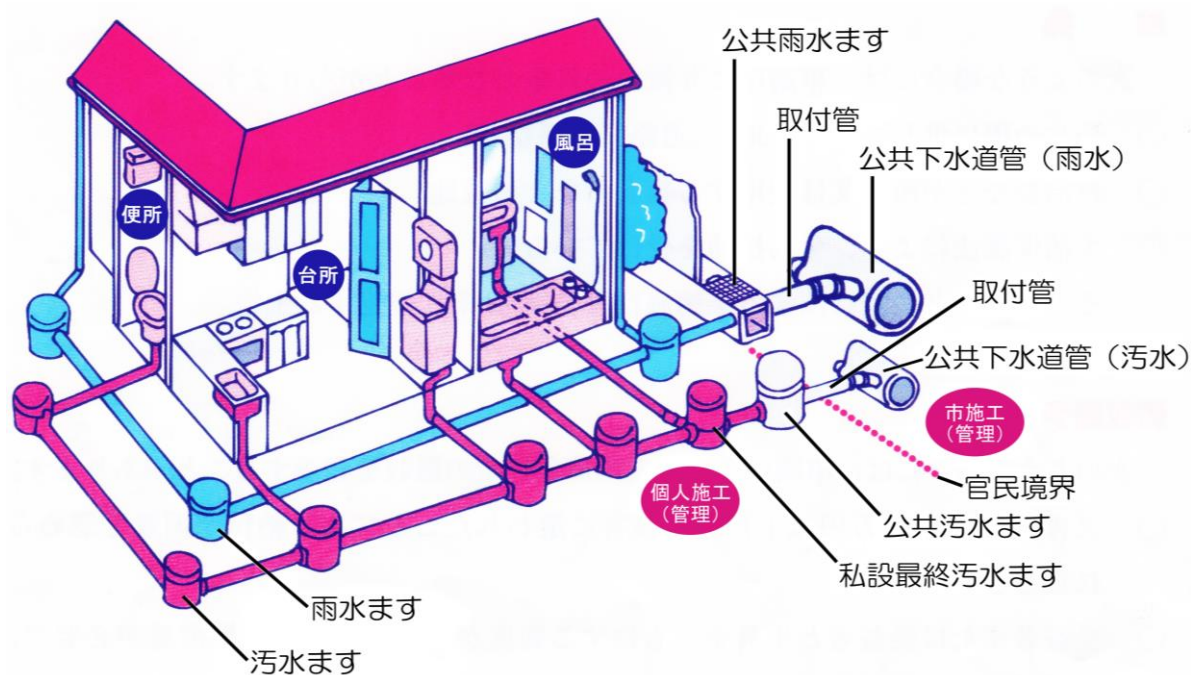
＜公共ます＞

公共ますは、市が公道に設置する下水管（公共下水道）と皆さんが私有地内に設置する下水管（排水設備）をつなぐ役割をし、つまったときに管の清掃をするために大切なものです。公共下水道布設工事施工時に原則として1軒に1個設置します。設置する際、工事前に「ます」の位置を調査しますが、一度設置すると移動ができませんので、あらかじめ、風呂・便所・台所など敷地から出るすべての排水の取り込みやすい位置をよく検討して下さい。

＜排水設備＞

○ 排水設備のしくみ

〔排水設備完成図〕 分流式



排水設備とは、宅地内で污水（風呂・便所・台所等）と雨水を分離し、公共下水道管に接続するための設備（下水管・宅地内ます等）をいいます。

排水設備の工事は各個人の負担となり、補修・点検などの維持管理も各個人で行っていただきます。

○ 公共下水道が整備された区域では

公共下水道が整備されると、その区域での汚水処理が可能になった旨（処理開始）の告示をします。この区域では、下水道法第10条により遅滞なく {6ヶ月以内（高石市下水道条例施行規則第12条）} 公共下水道管への接続工事（排水設備の設置）をして宅地内の下水を排除しなければならないと定められています。ただし、汲み取り便所は3年以内となっています。（下水道法第11条の3）

○ し尿浄化槽は廃止して直接公共下水道へ

し尿浄化槽は必要なくなります。廃止して公共下水道管へ接続してください。

○ 新築・改築の場合は水洗便所に

下水道が整備された区域で家屋の新築・改築を行う場合は、水洗便所を公共下水道管に接続しなければなりません。（建築基準法第31条）

○ 排水設備工事は指定業者で

排水設備工事が不完全の場合は、下水管がつまったり臭気が家の中に入り込むなどといったことが起こります。そこで市では、工事が正しく行われるように「指定排水設備工事業者（指定業者）」の制度を設けています。この指定業者以外で工事をしたり、届出のない工事は、違反工事になるばかりか、助成金制度が利用できなくなります。

○ 融資制度を利用される方へ

排水設備工事を行う前に、下水道課（総務係）に相談をして下さい。
（排水設備の工事を先に行うと、融資制度を受けることが出来ません。）

排水設備工事の申込から完成まで

現地調査と見積り

2～3社の指定業者に現地調査させてから見積書を取り、比較して業者を決定します。

工 事 の 申 請

指定業者が市へ排水設備計画確認申請書を提出

申請書類の審査

市が審査後、排水設備計画確認書交付

工 事 の 実 施

工事着手

- ①工事に要する日数は、各家屋で異なりますので、指定業者と十分に打ち合わせをしてください。
- ②屋外に下水管やます等を設置します。風呂・便所・台所等の汚水は公共汚水ますへ。雨水は、公共雨水ますへ接続します。（分流式）
- ③汲み取り便所の場合は、便槽のし尿を汲み取り、洗った後に砂などで埋め戻してから便器を据え付け、便所の床を仕上げます。
- ④浄化槽による水洗便所の場合は、浄化槽を廃止します。

工 事 の 完 了

指定業者が市へ排水設備等工事完了届を提出

工事の完了検査

市の係員が正しく工事が行われているか検査します。もし、検査結果が不合格の場合は、市が手直し工事を指定業者に命じます。

検査済証交付

検査済証を玄関等の見えやすいところに貼ります。

公共下水道使用開始届

市へ公共下水道使用開始届を提出

宅地内の排水設備の管理

快適な生活をするための水洗化ですが、使用上の注意をおこたると故障をおこしたり、設備の寿命を縮めたりします。日頃から適正な管理を行ってください。

○ 水洗便所には、トイレットペーパー以外のものは流さないでください。

水にとけない紙・紙おむつ・タバコ・ガムなどを流すと詰まりの原因になり汚物が十分に流れず、悪臭発生の原因となることがあります。

○ 台所では、野菜くずや残飯を流さないでください。

野菜くずやご飯の残りを流すと詰まりの原因となります。また、ディスポーザー（生ゴミ破砕機）も使用しないでください。

○ 天ぷら油などの廃油を流さないでください。

油類を流すと、下水管に付着して固まり水の流れが悪くなったり、処理場の機能を低下させます。

○ 下水道に有害物を流さないでください。

ガソリンやアルコール類など揮発性の高い危険物を流すと、管の中で爆発したり、管を損傷することがあります。

改造するときの助成金や融資制度は

水洗便所に改造するには、多くの費用がかかります。そこで市では、負担が皆さんに一度にかからないように助成金や融資のあっせん制度を設けています。

- 助成金 くみとり便所を改造した場合は 1万円
 浄化槽を改造した場合は 2万円

※市税及び下水道受益者負担金に滞納がある場合には、助成金は交付されません。

- 融資制度 融資額 50万円以内・返済期間 36ヶ月
 利子・保証料の補給

詳しいことは、市下水道課までお問い合わせください。

下 水 道 使 用 料

公共下水道を使用しますと、水道の使用水量に応じて、下水道使用料をいただきます。お支払いいただいた下水道使用料は下水道維持管理費等に充てられます。

なお、井戸水などを使用している場合は、使用水量を認定し、水道使用量に加算されます。

※下水道使用料は、水道料金と合わせて徴収いたします。また、市の指定金融機関で、使用料の口座振替ができますので、ご利用ください。

私道への下水道管布設

私道でも一定の条件が整えば、公費で下水道管を布設します。

布設の条件

- 私道の幅員が原則として1.2m以上あること。
- 公道に面する家屋を除き、私道に面する所有者の異なる家屋が2戸以上あること。（下図参照）
- 当該私道に面する土地家屋所有者（要望者）が全員、設置を要望していること。
- 私道の所有者が、その私道に下水道管の布設を承諾していること。
- 土地の使用料が無償であること。
- 私道に面している家屋の全戸が、下水道管布設後、速やかに排水設備の設置を承諾していること。
- 私道に面する土地または家屋の所有者が、公共下水道事業受益者負担金の納付を承諾していること。

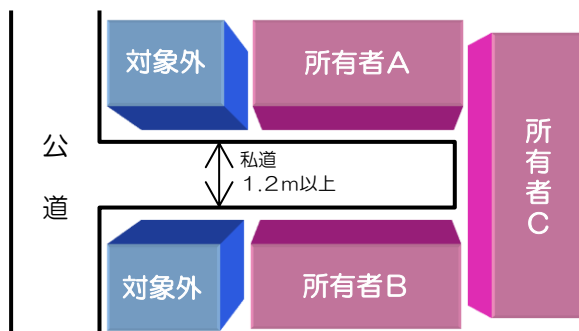
布設申請について

代表者を決めて申請してください。

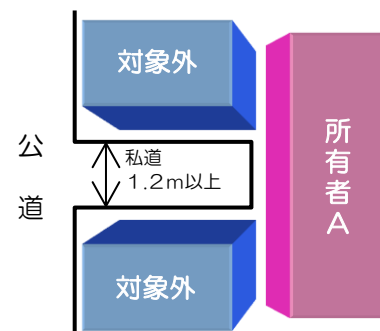
布設の可否について

必要な調査を行い、その可否について施工時期等を代表者にお知らせします。

詳しいことは、市下水道課までお問い合わせください。



例1 設置可能の場合



例2 設置不可の場合

下水道に関するお問い合わせは
市、下水道課へ